

蓮田市内保育園等の災害時における臨時休園等ガイドライン

1 目的

台風、集中豪雨、地震等の災害発生により人的・物的被害が生じる恐れが生じたとき（以下「災害時」という。）に臨時休園等の判断を迅速に行い、児童、保護者及び保育従事者等の安全を守るため、蓮田市内の保育所、認定こども園（保育所機能部分）及び地域型保育事業所並びに蓮田市心身障害児通園施設「さくら園」（以下「蓮田市内保育園等」という。）における臨時休園等の対応についてガイドラインを策定します。

2 臨時休園の判断

市は、本ガイドラインに基づき、避難情報が発令された災害時の臨時休園の判断を行い、蓮田市内保育園等に連絡します。ただし、災害の状況等によって、市からの臨時休園の連絡が間に合わない場合、蓮田市内保育園等は、市のホームページ等において避難情報を確認の上、本ガイドラインに基づき臨時休園を判断し、市に連絡するものとします。

3 臨時休園の基準・対応

＜風水害等に伴う臨時休園の基準・対応＞

警戒レベル	開園前	開園中
警戒レベル3 高齢者等避難開始	臨時休園 （蓮田市内保育園等の対応） ・保護者にメール等で連絡する。 ・市からの臨時休園の連絡前に、本ガイドラインに基づき臨時休園を判断した場合は、蓮田市保育課に連絡する。	児童降園後に臨時休園 （蓮田市内保育園等の対応） ・保護者に速やかなお迎えを依頼する。ただし、保護者のお迎えや児童の引き渡しが危険な場合は、安全な状況になってからの対応とする。 ・原則、事前に保護者に周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、園内が安全と判断した場合は、当該園にて保護者のお迎えを待つ。
警戒レベル4 避難指示		
警戒レベル5 緊急安全確保		

※市は、上記にかかわらず、災害により重大な被害が発生することが予見される場合や鉄道等の計画運休のため保育の実施が難しい場合等、総合的な判断により蓮田市内保育園等の臨時休園を決定することがあります。

《地震に伴う臨時休園の基準・対応》

警戒レベル	開園前	開園中
震度5弱以上の地震	<p>臨時休園</p> <p>ただし、安全に保育が可能と判断される場合は、開園する。</p> <p>(臨時休園する場合の蓮田市内保育園等の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓮田市保育課に事前に連絡する。 ・保護者にメール等で連絡する。 	<p>児童降園後に臨時休園</p> <p>ただし、安全に保育が可能と判断される場合は、保育を再開する。</p> <p>(臨時休園する場合の蓮田市内保育園等の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓮田市保育課に事前に連絡する。 ・安全な場所に児童を誘導する。 ・安全な保育が困難と判断される場合には、保護者に速やかなお迎えを依頼する。

4 保育の再開の基準・対応

市は、本ガイドラインに基づき、避難情報が解除されたときは、蓮田市内保育園等に保育の再開を連絡します。連絡を受けた蓮田市内保育園等は、次の事項を確認し、安全に保育できる状況を確認した上で、保育を再開し、再開の旨を市と利用児童の保護者に報告してください。

- (1) 施設及び施設周辺の安全の確保
- (2) ライフライン（電気、水道、ガス、交通等）の状況
- (3) 給食の提供可否（必要があれば一時的な弁当持参等を検討）
- (4) 保育従事者等の確保

ただし、災害の状況によって、市からの避難情報解除の連絡が間に合わない場合、蓮田市内保育園等は、本ガイドラインに基づき保育を再開できるものとします。

5 代替保育

市は、災害時に勤務を要する社会的要請が強い医療関係等の職種に従事する保護者の児童に対して、児童、保護者、保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育することが可能であると判断される場合、代替保育施設における保育の実施に努めます。

6 保護者への事前周知

市は、本ガイドラインによる基準・対応を市のホームページで公表します。

また、蓮田市内保育園等は、入園説明会等において、本ガイドラインによる基準・対応を事前に保護者に周知し、理解を得るものとします。

7 その他の計画等との関連

蓮田市内保育園等は、本ガイドラインや蓮田市防災ハザードマップを参考としながら、詳細な非常災害対策計画、マニュアル、運用指針等を適切に整備し、職員間で共有するとともに、災害時の対応について保護者と共有するものとします。